

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 平成25年6月25日 第199号 最終改正 平成25年8月13日 第294号 本指針は、～（略）～基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 略 2 競争参加資格委員会による決定事項 (1) 略 (2) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (3) 委員長は、(2)の報告を受けた後、速やかに長崎県総合評価審査	長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 平成25年6月25日 第199号 本指針は、～（略）～基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 略 2 競争参加資格委員会による決定事項 (1) 略 (2) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出し、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (3) 委員長は、(2)の提出を受けたときは、速やかに長崎県総合評価

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について、意見を聴取しなければならない。	審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について様式4-1号により、意見を聴取しなければならない。 なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。
(4) 略	(4) 略
3 評価基準 ～ 6 開札 略	3 評価基準 ～ 6 開札 略
7 落札決定	7 落札決定
(1) 契約担任者は、要領15により落札者が仮決定した場合は、様式第12号（若手技術者育成型試行要領運用指針8（1）関係）により落札仮決定者に通知する。	(1) 契約担任者は、要領15により落札者が仮決定した場合は、様式第11号（若手技術者育成型試行要領運用指針8（1）関係）により落札仮決定者に通知する。
(2) 落札仮決定者は、要領16により配置予定技術者を専任で配置すること又は若手技術者を専任で配置及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）、又は様式第11号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）を持参の方法により行うものとする。	(2) 落札仮決定者は、要領16により配置予定技術者を専任で配置すること又は若手技術者を専任で配置及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第9号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）、又は様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）を持参の方法により行うものとする。

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
8 落札結果の公表 （1）要領17（1）に定める通知は、落札者には様式第13号（若手技術者育成型試行要領運用指針9（1）関係）、その他の入札参加者には様式第14号（若手技術者育成型試行要領運用指針9（1）関係）により行う。 9 施行期日 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。 この運用指針は、平成25年 8月13日から施行する。 様式第12号 内容 略 様式第13号 内容 略 様式第14号 内容 略	8 落札結果の公表 （1）要領17（1）に定める通知は、落札者には様式第12号（若手技術者育成型試行要領運用指針9（1）関係）、その他の入札参加者には様式第13号（若手技術者育成型試行要領運用指針9（1）関係）により行う。 10 施行期日 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。 様式第11号 内容 略 様式第12号 内容 略 様式第13号 内容 略